

習志野市公共施設再生推進審議会（第2期）について

設置根拠

習志野市公共施設再生基本条例第8条

市長は、公共施設の再生に関する施策を推進するため、公共施設再生推進審議会を置く。

設置期間

平成28年12月1日 ～ 平成30年11月30日

役割

習志野市公共施設再生基本条例の目的である「公共施設の建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修に計画的に取り組むことにより、持続可能な行財政運営の中で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供し、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進する」ための施策に関し、以下の点について調査及び審議を行い、市長に報告すること。

- (1) 公共施設の現状を把握し、人口動態、財政状況等の客観的なデータに基づく中長期の予測の下で、効率的かつ効果的に公共施設再生事業を実施するための方策について
- (2) 公共施設再生事業に関する財源の確保策について
- (3) 公共施設再生事業を推進するための情報整理及び提供方法について
- (4) その他、公共施設の再生に関する施策について

※ なお、現行の公共施設再生基本条例（平成26年7月7日施行）では、対象となる公共施設が公共建築物に限定されているが、平成26年4月22日付で総務大臣から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」では、公共建築物だけでなくインフラ系及びプラント系施設も含むこととされており、習志野市は、この要請に基づき、平成28年3月に「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定したことから、今後、公共施設再生基本条例を改正し、インフラ系及びプラント系を含む条例とする予定である。

推進体制

裏面「公共施設等総合管理計画推進体制図」参照

【公共施設等総合管理計画推進体制図】

